

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)
(當日起休日は、その翌日)

告 示

鳥取県告示第三百三十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十一条第二項の規定に基づき、結核病検査を次のとおり実施する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平林鴻

三

- ◇告示 結核病検査の実施
- ブルセラ病検査等の実施

目

次

- 保安林の指定
- ブルセラ病検査等の実施

- 解禁予定の保安林
- 保安林の指定の解除
- 解禁予定の保安林

小型機船底びき網漁業のうち手操第二種漁業に係る許可の申請期間

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(九件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

基本測量の終了

土地収用法による土地の立入り(二件)

- ◇公 告 理容師試験等の実施

五 検査の方法

ツベルクリン皮内反応

昭和五十三年四月十一日から昭和五十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百三十三号

家畜の伝染性疾病的発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査及び腐蝕^そ病

検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平林鴻三

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病及び腐蝕病^{そぞうび}予防のため

二 実施する区域

1 ブルセラ病検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査及び腐蝕病^{そぞうび}検査

県下全域

3 結核病検査

県下全域（米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。）

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後三月を経過したもの

1 の(一)に掲げる区域（米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。）

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

2 結核病検査

2 の(一)に掲げる区域（米子市、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町を除く。）

3 ニューカッスル病検査

鶏

4 ひな白痢検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

5 マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏並びに食鶏

6 腐蝕病^{そぞうび}検査

みつばち

四 実施の期日

昭和五十三年四月十一日から昭和五十四年三月三十一日まで

鳥取市、米子市、境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河原町、大栄町、東伯町、東郷町、三朝町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町及び溝口町

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

倉吉市、福部村、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、泊村、関金町、羽合町、赤崎町、江府町、日野町及び日南町

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

2 結核病検査

ツベルクリン皮内反応

3 ニューカッスル病検査

臨床検査及びH.I抗体検査

4 ひな白痢検査

ひな白痢急速凝集反応

5 マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

6 腐蝨モモ病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二二八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

鳥取市三津字大浜一〇七二の二九二から一〇七二の二九五まで、字大浜ノ四 一二三三の七、一二三三の九

二 指定の目的

三 指定施業要件

風害の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二二八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字別宮字暮見谷一一〇の六一、一一〇の一二二、一一

〇の一九一、字クルビ谷九九の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百十七号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)第九条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業のうち手操第二種漁業(えびけた網漁業)に係る許可の申請期間を昭和五十三年四月七日から同月二十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百十九号

江府町から申請のあつた町営土地改良(保野地区農業用用排水(河原水路))事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十二年十月八日付で船岡町から申請のあつた土地改良(松尾地

鳥取県告示第三百十八号

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十号

江府町から申請のあつた町営土地改良（俣野地区農業用用排水（主田水路））事業は土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十一号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（五反田地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（杉崎地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十五号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（吉岡温泉町地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十三号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（前河原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十三年四月七日

鳥取県告示第三百二十六号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（倭文地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十七号

気高町から申請のあつた町営土地改良（下光元地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年四月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十八号

昭和五十三年二月二十五日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（今吉地区農業用用排水）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めめたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年四月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（土地利用調査）

二 作業地域

智頭町

三 終了年月日

昭和五十三年二月二十八日

鳥取県告示第三百三十号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書

の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条
第四項の規定により告示する。

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事
平
林
鴻

一 起業者の名称
建設大臣

二 事業の種類
一般国道三百七十三号改築事業

起業者の名称

建記九月

一般国道五十三号改築事業

三 立せ入るうとする土地の区域

八頭郡用瀬町大字安藏字東向河原及び字井手下、大字樟原字鹿子河原
字入住、字待居川端、字ハシリ出、字上ミトロ道ヨリ西、字上ミトロ、
字河原、字井古尻及び字下モ河原並びに大字古用瀬字入隅、字平岩、字
寺の前、字地蔵田、字築ヶ坪、字水跨、字渕ノ下、字大鼓面、字高垣及

八頭郡智頭町大字中原字山木ノ下モ、字下河原、字上ミ河原、字北皆
地、字宮皆内、字宮ノ前、字東山及び字上エ山、大字尾見字下田、字才
ノ元上ヘ、字家ノ廻リ、字下田ノ上、字馬瀬ノ上、字前田、字稗原、字
上茶屋、字アリウ谷平、字樽見下モ土居、字樽見上土居、字枋市口、字
枋市右平、字双瀧上平及び字双ヶ瀧並びに大字駒帰字クツカケ、字貝津
掛、字前側、字上側上エ、字上ノ側、字上田、字石船、字奥駒帰リ、字
小田、字牧原下皆地、字木原口、字京原板及び字板谷地内

昭和五十三年四月七日から昭和五十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百三十二号

鳥取県告示第三百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書

の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条

昭和五十三年四月七日

鳥取県知事
平
林
鴻
三

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり

鳥取県公取報(第三種郵便物認可)(昭和53年4月7日)

1 起業者の名稱

田瀬町

2 事業の種類

田瀬町勤労者体育センター建設事業

3 収用の範分

八頭船用瀬町大字別庭字田井（上東内）

4 使用の部分

土地收用法第11十^二条の1の規定による区域の施設場所

田瀬町役場

公 告

(2) 実地試験
場所 倉吉市敵城279番地 鳥取県中部総合事務所講堂

(2) 実地試験
日時 昭和53年5月22日(月) 午前9時

場所 鳥取市南吉方一丁目71番地3 鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、屋間課程にあっては1年以上、夜間課程にあっては1年4箇月以上、通信課程にあっては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地練習を経たもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和53年4月7日

鳥取県知事 平林鴻三

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。
(2) 昭和51年又は昭和52年に鳥取県知事が行った理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者については、理容師法施行令(昭和28年

政令第232号) 第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号) 第2条第4項の規定により、学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項
理容師法施行規則(昭和23年厚生省令第41号) 第19条又は美容師法施行規則第19条に規定する科目及び事項について行う。

5 出願の方法

(1) 願書の提出期間

昭和53年4月7日から同月17日まで(郵送のものについては、昭和

53年4月17日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 〒680鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書 (別記様式によること。)

イ 履歴書 (最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行った場所及び期間を記載すること。)

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し(県内居住者にあつては、書類提出の際卒業証書を保健所長に提示し、照合を受けること。県外居住者にあつては、その者の住所地を管轄する保健所の長が原本と相違ないことを確認したものであること。) 又は卒業証明書

エ 実地習練を行ったことを証する書面(県外居住者にあつては、その者が実地習練を行った場所を管轄する保健所の長の確認印のあるもの)

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面半身像のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

(4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理(美)容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその納付方法等

(1) 試験手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。(県外居住者であつて鳥取県収入証紙を購入できないものは、試験手数料相当額を現金書留で送付すること。)

(3) 納付した手数料は、返還しない。

7 試験場に持参するもの

(1) 学科試験

受験通知書、筆記用具及び屋食

(2) 実地試験

ア 受験通知書、昼食及び上ばき

イ 理容師試験を受ける者

ア 白衣

イ 調髪及び顔そりに必要な器具及び材料

ウ 応急薬品

エ 美容師試験を受ける者

00855

第4939号 10

(第三種郵便物認可) 昭和53年4月7日 金曜日

報 公 県 取 島

- (ア) 白衣
 (イ) 調髪、コールドパー・マネント・ウェーブ等に必要な器具及び材料
 (ウ) 応急薬品

(エ) モデルウイッグ(頭毛が純毛で自然色のものであり、毛髪の長さが前頭部、側頭部及び頭頂部はそれぞれ20センチメートル以上、後頭部は10センチメートル以上のものであること。)

- 8 理容師実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとする。

9 その他

- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は(〒680)鳥取市東町一丁目220番地鳥取県衛生環境部衛生課に照会すること。

- (3) 文書によって照会する場合には、50円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

別記様式(用紙は、B列5番とすること。)

収入証紙
はり付け欄

理容師(美容師)受験願書

本籍
住 所 (番地○○方まで記入すること。
郵便番号
氏名
生年月日 年 月 日 生

理容師法第2条第1項(美容師法第4条第1項)の規定による理容師(美容師)試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏名 ㊞

鳥取県知事 平林鶴三殿

(注) 該当するところを○で囲むこと。

受験回数

学科試験 初回 2回目 3回目 4回目以上
実地試験 初回 2回目 3回目 4回目以上